

平成28年度基本評価実施方針

1 趣旨

北海道政策評価条例（平成14年北海道条例第1号）第5条第1項に基づき、警察本部長が行う平成28年度の基本評価に関する実施方針を定める。

2 基本的な考え方

平成28年度の基本評価は、平成28年度政策評価基本方針第2の1の(5)の規定により、施策評価及び事務事業評価を実施する。

基本評価に当たっては、「北海道総合計画（以下「総合計画」という。）」及び知事公約などに掲げられた施策・事業を踏まえながら行うものとする。

(1) 施策評価

施策評価は、総合計画を起点とした施策推進体系に沿って重点戦略計画などに関連する施策と一体的に推進管理を行うとともに、限られた行財政資源の最大限の活用と施策目標の実現を図るため、目標・指標などの具体の根拠に基づき、施策の点検・検証を行い、今後の施策展開の基本的な考え方や方向性などを明らかにする。

(2) 事務事業評価

事務事業評価の実施に当たっては、事業費に加えて事務や事業の実施に係る人件費を含めたフルコストによる評価とする。

また、施策評価と連動し、施策目標の実現と、事業の効果的かつ効率的な執行を図る視点から、不要・不急な事業、既に役割を終えている事務事業の整理を行うなど、前例にとらわれないという意識のもと、徹底した事務事業の総点検を行うとともに、必要な見直しを通じて、事務事業の再構築を行い、限られた行財政資源を最大限に活用することにより、道政上の課題への対応と規律ある財政運営との両立を図るものとする。

3 基本評価の対象

(1) 施策評価

施策評価の対象は、総合計画を起点とした施策推進体系に沿って整理した施策とする。

(2) 事務事業評価

事務事業評価の対象は、平成28年4月1日現在で平成28年度予算に計上されている事業を基本とする。

4 基本評価の単位

(1) 施策評価

目標管理型行政運営システム実施要綱に基づき、総合計画を起点とした施策推進体系に沿って整理され、部等ごとに運用される施策を単位とする。

(2) 事務事業評価

原則として予算事業とするが、当該単位によることが適当でない場合は、必要に応じて分割又は統合することができる。

5 基本評価の視点

(1) 施策評価

施策目標の達成状況や施策間の連携状況及び施策の緊急性・優先性とする。

(2) 事務事業評価

ア 総合計画を起点とした施策推進体系に沿って整理した施策を構成する事務事業

(ア) 事務事業の必要性（社会的ニーズに適合しているか。）

(イ) 国、市町村、民間との役割分担の明確化（道が実施することが妥当か。）

(ウ) 事務事業の有効性（事務事業の執行が、施策の目標達成に結びついているか、事務事業の手法が施策の目標達成のために効果的かなど。）

(エ) 施策水準の妥当性（道が単独事業あるいは国庫補助事業などで国の財源措置の水準を超えて事業を実施することの妥当性など。）

(オ) 民間能力の活用（民間委託や民間ノウハウを活用できる事務事業ではないか。）

(カ) 事務事業の対象・手段

a 事務事業コスト（事務事業コストのさらなる削減ができないか。）

b 対象・手段（事務事業の対象や手段の改善ができないか。）

(キ) 執行体制の見直し

a 執行体制の簡素化・効率化

b 関連事務との集約化・一元化

(ク) 事務事業の緊急性・優先性

a 緊急性（事務事業に緊急性はあるか。）

b 優先性（限られた経営資源の中で優先的に取り組む必要があるか。）

(ケ) 事務事業の休廃止（事務事業の休廃止は可能か。）

(コ) 効果的・効率的な予算執行（予算が効果的・効率的に執行されているか。）

イ ア以外の事務事業

上記の(オ)～(コ)の視点に基づき、点検・検証する。

6 基本評価の時点

基本評価の時点は、中間評価とし、平成28年8月1日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。

7 基本評価の実施方法

基本評価は、別に定める調書により実施する。

8 基本評価結果の反映

基本評価結果は、次に掲げる事項のほか、警察行政各分野に着実に反映させるものとする。

(1) 治安維持のための各施策の推進状況管理

(2) 予算編成及び執行

(3) 組織機構等の改正

(4) 事務の改善・合理化

9 基本評価に関する情報の公表

基本評価に関する情報は、道民にとって容易に入手できるように、次の方法で積極的に公表し、閲覧の用に供するとともに、提供の申出に対しては、これに対応するように努めるものとする。

- (1) 北海道警察ホームページへの掲載
- (2) 警察本部閲覧コーナー及び方面本部閲覧コーナーへの備付け

10 基本評価の充実

基本評価の充実を図るため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 警察庁等における実施事例、評価手法の信頼性及び制度の向上等に関する調査研究等
- (2) 政策評価に関する研修機会の確保や資料配布等による資質の向上

11 道民の意見の取扱い

- (1) 評価の実施に当たっては、北海道警察ホームページ意見要望欄への記載など、道民が意見を述べる機会の確保に努めるものとする。
- (2) 道民の意見の評価への反映状況については、適時に9と同様の方法で公表するものとする。

12 実施に係る細目

基本評価の実施に係る細目は、別に定める。